

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	犬の登録台帳
2	実施機関等の名称	常陸太田市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部環境政策課生活環境係
4	個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防関係事務に利用する。
5	記録項目	1氏名, 2生年月日, 3性別, 4住民となった日, 5住所, 6住定日, 7前住所, 8住民票コード, 9転出先住所, 10世帯構成（続柄）, 11電話番号
6	記録範囲	犬の所有者（犬の登録申請書又は所有者住所等変更届を提出した者）
7	記録情報の収集方法	犬の登録申請書（1, 5, 11） 所有者住所等変更届（1, 5, 7, 11） 住民基本台帳（1～10）
8	要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
9	記録情報の経常的提供先	犬の所在地が変更した際（転出先）の市区町村長
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）企画部企画課デジタル化推進室 （所在地）〒313-8611茨城県常陸太田市金井町 3690
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—

16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備 考	4について：狂犬病予防法第四条の規定に基づく 9について：狂犬病予防法施行令第二条の二第三項の規定に基づく

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	墓地台帳
2	実施機関等の名称	常陸太田市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部環境政策課生活環境係
4	個人情報ファイルの利用目的	霊園管理，墓地管理事務に利用する。
5	記録項目	1氏名，2生年月日，3性別，4住所，5本籍，6住民票コード，7転出先住所，8世帯構成（続柄），9電話番号
6	記録範囲	霊園の使用者（墓地使用許可申請書又は使用者住所等異動届を提出した者）及び民間墓地の管理者
7	記録情報の収集方法	墓地使用許可申請書（1，4，5，7） 使用者住所等異動届（1，4，5，7） 住民基本台帳（1～8） 許可事項変更届（1，4，9）
8	要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
9	記録情報の経常的提供先	—
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）企画部企画課デジタル化推進室 （所在地）〒313-8611茨城県常陸太田市金井町 3690
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—

16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) — (所在地) —
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備 考	4について：墓地，埋葬等に関する法律第15条の規定（霊園管理），第12条（民間墓地）に基づく